

船舶事故調査（貨物船はやと遊漁船第五不動丸衝突）について
（経過報告）

令和3年11月18日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年11月28日、茨城県鹿島港において発生した船舶事故（貨物船はやと遊漁船第五不動丸衝突）について、令和2年11月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

茨城県鹿島港において、貨物船はやと（以下「A船」という。）は、船長ほか4人が乗り組み南南西進中、また、遊漁船第五不動丸（以下「B船」という。）は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ北進中、令和2年11月28日05時22分ごろ、両船が衝突した。

B船は、釣り客1人が死亡し、船長及び7人の釣り客が負傷したほか、右舷中央部の破口等を生じ、A船は、球状船首先端部に擦過傷を生じた。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか3人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査（A船及びB船）、関係者からの口述聴取、操船に関する情報、気象及び海象に関する情報等を収集した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

A船は、船長ほか4人が乗り組み、京浜港横浜区を出港し鹿島港に向けて航行中、

B船は、船長ほか1人が乗り組み、釣り客10人を乗せ鹿島港北海浜第1船だまりを出港し、茨城県大洗町沖の釣り場に向けて航行中、令和2年11月28日05時22分ごろ鹿島港南防波堤灯台北西方沖において両船が衝突し、B船が転覆した。

B船は、釣り客1人が死亡し、船長及び7人の釣り客が負傷したほか、右舷中央部の破口等を生じた。また、A船は、球状船首先端部に擦過傷を生じたが、死傷者はいなかった。

(2) 死傷者

A船：なし

B船：死亡1人（胸部打撲による肺挫滅）、負傷8人

(3) 船舶の損傷等

A船：球状船首先端部に擦過傷

B船：右舷中央部の破口等

(4) 気象・海象等

本事故現場の南南西方約4kmに位置する鹿島船舶通航信号所における05時25分の風速は3m/s、風向は北西であった。

本事故現場の西方約7.5kmに位置する鹿嶋地域気象観測所における05時20分の気温は8.5℃であった。

本事故当時の潮汐は下げ潮の初期で、海面水温は約18℃であった。

本事故当日の常用薄明時刻は06時00分ごろで、日出時刻は06時28分ごろであった。

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。